

消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会開催要綱

(目的)

第1条 火災被害の実態、関係法令の改正や技術開発の状況等を踏まえ、消防用設備等の設置基準、安全対策等の見直しを検討する。

(検討部会)

第2条 検討部会の構成については次のとおりとする。

- (1) 検討部会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁予防課長は、座長及び委員を依頼する。また、消防庁予防課長は、オブザーバーの検討部会への参加を認めることができる。
- (3) 座長は、検討部会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故のある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (5) 検討部会には、委員の代理者の出席を認める。
- (6) 座長は、必要があると認めるときは、検討部会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(検討部会公開の原則)

第3条 検討部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長が検討部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別日定めることができる。

(事務局)

第5条 検討部会に係る事務局は、消防庁予防課に置く。

(補足)

第6条 この要綱に定めるほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。